

役員等報酬規程

社会福祉法人 光進会

社会福祉法人光進会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光進会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け第2項各号の法人業務を行う場合、費用を弁償する。

2 法人業務の種類は次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員の研究會への参加及び他の施設の視察業務
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

3 前項の(1)から(3)の業務の場合は、費用弁償として1日あたり5,000円を支給できるものとする。

4 第2項の(4)と(5)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人光進会旅費規程」を準用し、施設長・園長の旅費に相当する額の旅費を支給する。なお、旅費は、原則として役員等の住所地を起点として計算する。ただし、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として「社会福祉法人光進会旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

(適用除外)

第4条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、第3条2項の(1)から(3)の業務の場合は、この規程は適用しない。

(改 廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。